

帯広圏都市計画区域における建築基準法第 51 条ただし書きの規定による その他政令で定める処理施設の敷地の位置について

1. 名称及び位置

名 称：破砕リサイクル施設（事業者：有限会社 タナベ）

位 置：帯広市西23条北4丁目1番1、1番2、1番19、1番20、1番28、3番2

2. 申請位置及び土地利用状況

当該申請地は、帯広市街地中心部(J R根室本線帯広駅)より北西約 7km、帯広市街地とは一級河川の十勝川を隔てた中島地区に位置しており、(有)タナベ第 1 事業場に接する道道帯広新得線（北 4 線）を挟んで南に位置する第 2 事業場の敷地内であり、市街化調整区域（地目:宅地、雑種地）となっている。

また、申請地を含め周辺の地形は、ほぼ平坦な地形である。

申請地周辺には、ごみ焼却場（一般廃棄物）のくりりんセンター、資源ごみ中間処理施設の十勝リサイクルプラザ及び民間の産業廃棄物中間処理施設などが立地している。学校、病院などの施設及び住宅群等はない。

3. 事業の目的

有限会社タナベは、昭和 39 年に個人商店として中古品や廃品の引き取り、修理販売を行う古物商として創業し、その後、廃自動車の解体、金属くず・古部品の販売に事業を拡大。現在は、リサイクル事業の拡大に努め廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）、自動車リサイクル業（解体業、破砕業）、建設業（解体工事業）の許可を取得して廃棄物の再生事業を行っている。

本申請はこれらの処理に対応するため、さらなる改善、効率化を目的としている。建築基準法第 51 条ただし書き許可済敷地（帯広市西 23 条北 4 丁目 1-2、1-28）に今回許可申請時に増加する土地（帯広市西 23 条北 4 丁目 1-1 外 3 筆）を加えて事業部門を再配置し、既存建築物を活かしつつ、作業場等の環境改善を行う。

4. 事業概要

(1) 敷地面積 約 26,314.32m²

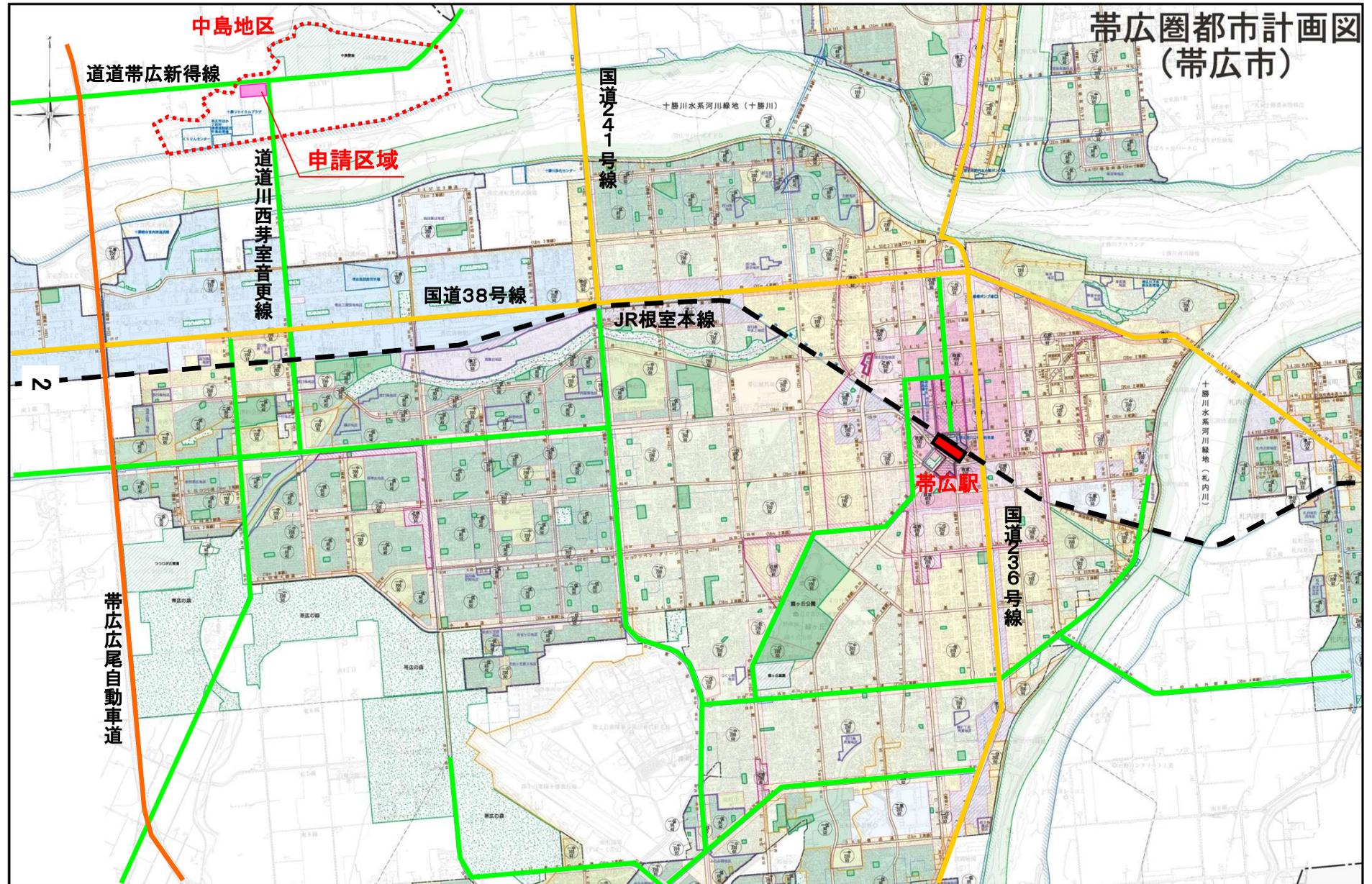
(2) 既設処理施設

建物等の名称	建物等の規格	廃棄物の種類・計画処理能力	廃棄物の分類	
破砕リサイクル施設	自走式二軸破砕機 UR75-DK	廃プラスチック類	63.867t/日	産業廃棄物
		木くず	62.726t/日	
		紙くず	61.586t/日	
		繊維くず	43.794t/日	
		ゴムくず	59.305t/日	
		金属くず	77.325t/日	
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	114.048t/日	
		がれき類	135.033t/日	
破砕リサイクル施設	堅型破砕機 KE-100	廃プラスチック類	4.533t/日	産業廃棄物
		木くず	4.282t/日	
		紙くず	3.886t/日	
		繊維くず	1.246t/日	
		ゴムくず	2.695t/日	
		金属くず	23.435t/日	
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	25.920t/日	
		がれき類	4.599t/日	

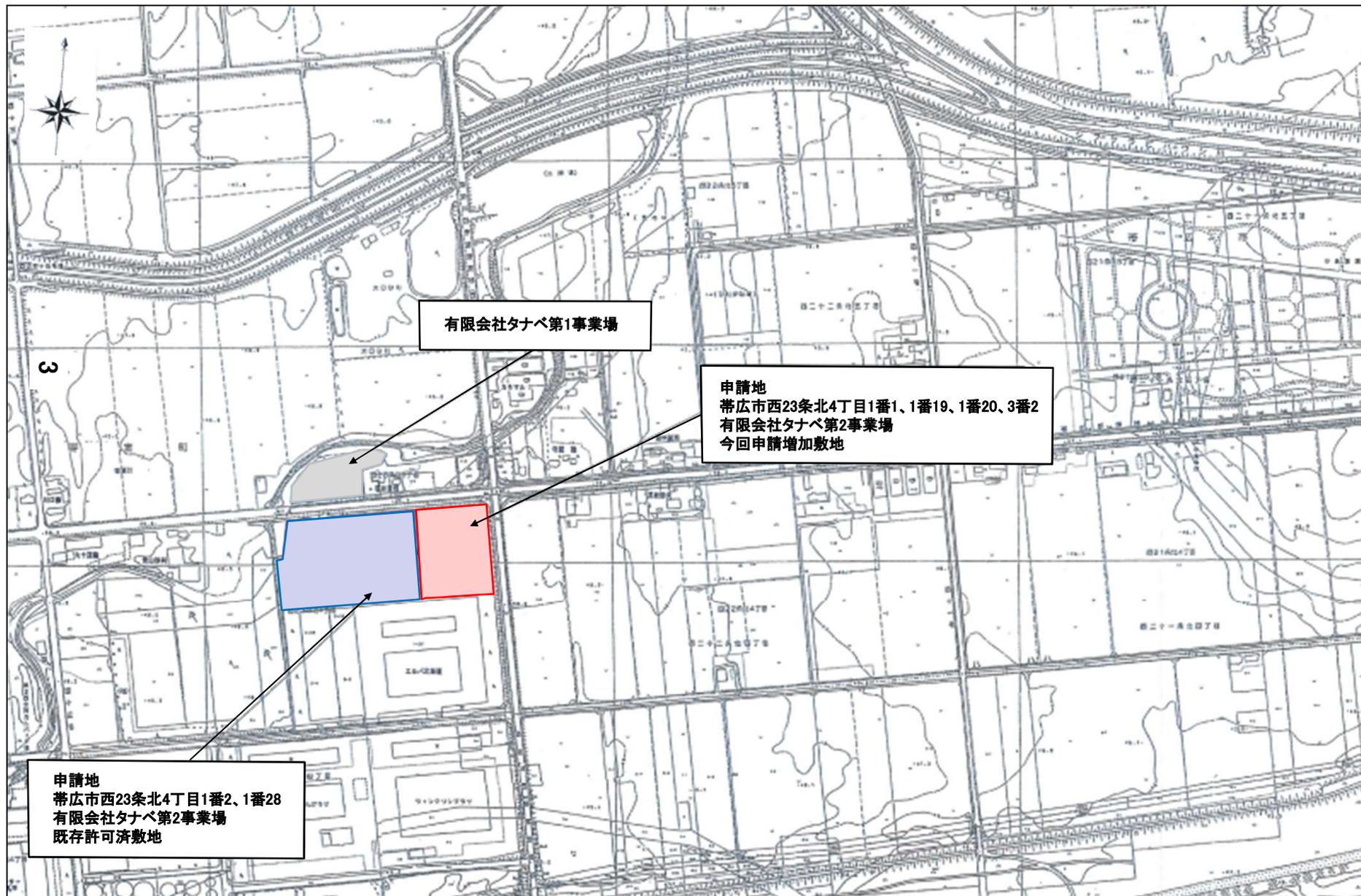
(3) 設置予定処理施設

建物等の名称	建物等の規格	廃棄物の種類・計画処理能力	廃棄物の分類	
破砕リサイクル施設	自走式二軸破砕機 MGH-110	廃プラスチック類	46.485t/日	産業廃棄物
		木くず	52.741t/日	
		紙くず	44.503t/日	
		繊維くず	31.414t/日	
		ゴムくず	44.498t/日	
		金属くず	78.411t/日	
		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	107.181t/日	
		がれき類	100.302t/日	

総括図



位置図



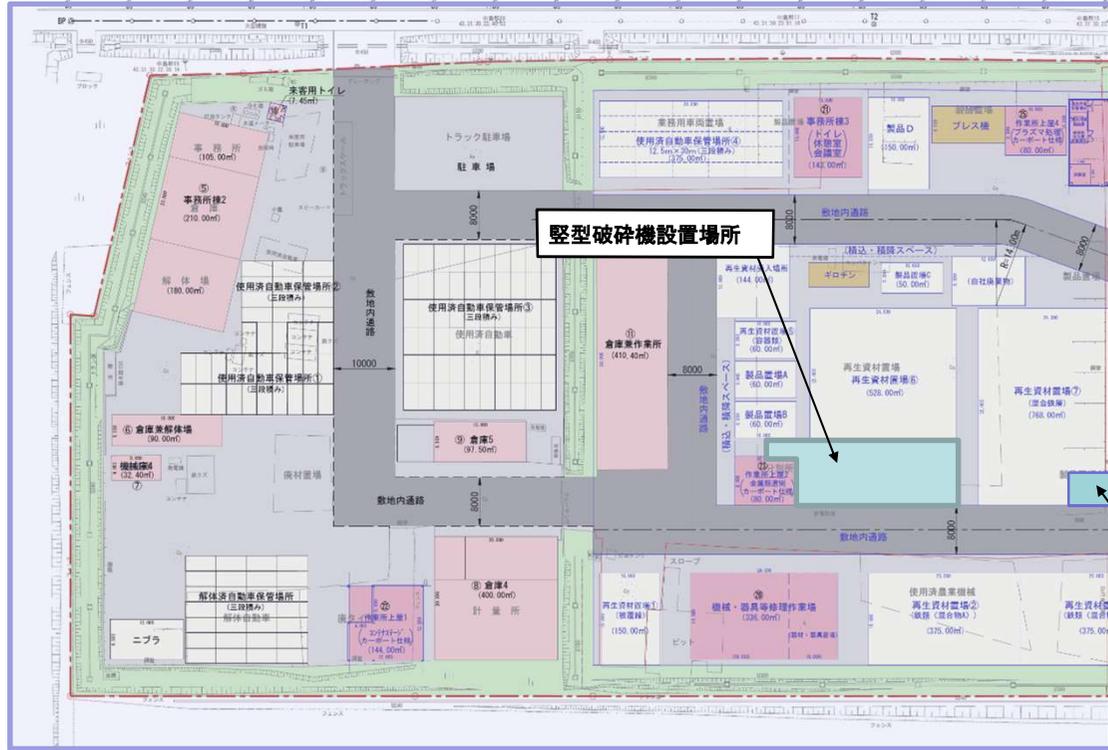
申請区域周辺環境図



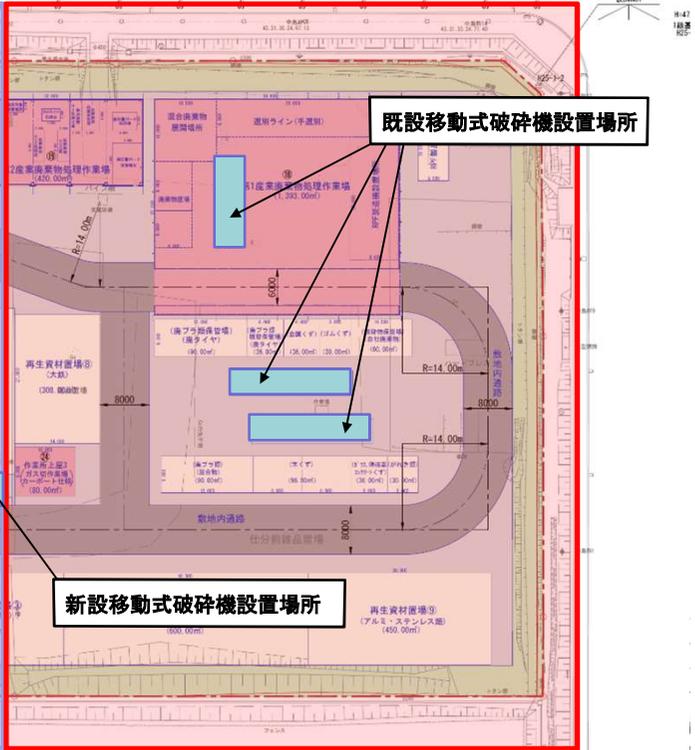
配置計画図



5



縦型破砕機設置場所



既設移動式破砕機設置場所

新設移動式破砕機設置場所

(有)タナベ第2事業場 既存敷地

(有)タナベ第2事業場 増加敷地